

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成20年1月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2278人（厚労省発表平成29年4月末時点）が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、未だに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、未調査医療機関が未だ数多く存在する。また、調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

救済法附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定に従い、救済法の請求期限を延長すべきである。

また、この機会に、救済法における救済の不十分な以下の点についても、救済法の対象とすべきである。

- 1 病状悪化による追加給付金の請求期限を撤廃すること
- 2 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合も救済すること
- 3 非特定血液製剤によるC型肝炎感染も救済法の対象とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月14日

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿

神奈川県山北町議会